

富山地方裁判所委員会（第29回）及び富山家庭裁判所委員会（第30回）合同開催議事概要

1 開催日時

平成29年12月19日（火）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

【地裁委員会委員】（五十音順，敬称略）

木下実，後藤隆，坂田博美，布尾英二，服部寿人，早野栄子，原啓一郎（家裁委員会委員を兼務），水沼祐治，村上美也子，湯上均

【家裁委員会委員】（五十音順，敬称略）

大井きよみ，小川哲哉，波岡伸郎，橋爪健一郎，原啓一郎（地裁委員会委員を兼務），樋口真貴子，細川瑞子，本田正則，山本正恵

【説明者】

平尾地裁総務課庶務係長

【オブザーバー】

笠松民事首席書記官，浦城刑事首席書記官，渡邊首席家裁調査官，新原家裁首席書記官，成田刑事訟廷管理官，齊藤家裁訟廷管理官，石田簡裁庶務課長

【事務担当者】

廣田地裁事務局長，青木家裁事務局長，中村地家裁事務局次長，酒井家裁総務課課長補佐

4 進行次第

- (1) 新委員の紹介
- (2) 委員長挨拶
- (3) 委員挨拶

- (4) 前回の各委員会での提言に対する取組状況について報告
 - (5) 議事「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進について」
 - ア 概要説明
 - イ 意見交換
- 別紙のとおり

5 次回のテーマ

- (1) 地方裁判所委員会につき、「民事調停手続の利用促進について」
- (2) 家庭裁判所委員会につき、「成年後見制度の現状と課題について」

6 次回の開催期日

- (1) 地方裁判所委員会につき、平成30年5月25日（金）午後2時から午後4時まで
- (2) 家庭裁判所委員会につき、平成30年6月29日（金）午後2時から午後4時まで

(別紙)

意見交換

(○委員, ●裁判所)

- 当事者側の視点から、障害者差別解消法が求める「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について意見を述べたい。

同法にいう「不当な差別的取扱いの禁止」は、機会均等による自由権の保障である形式的平等と言われており、能力のある障害者を排除せず、障害者であることを理由に差別的取扱いをしないことを前提とする。しかし、障害者が健常者と同じスタートラインに立つことができるという形式的平等だけでは足りず、実質的平等に近づけていくことが必要である。例えば、雇用において、障害者と健常者とで同じ能力があったとしても、同じように雇用するかというとそうではない現実がある。そこで、障害者雇用促進法での雇用義務付けのような積極的な格差是正が必要であることを理解しなければならない。

「合理的配慮の提供」に関しては、わが国でもバリアフリーと言うと、一般的に施設整備のようなハード面が中心となっているように思える。しかし、日本語で「配慮」という言葉を聞くと、まず「心配り」を思い浮かべないだろうか。障害の種別毎、個別の障害者毎に適切な対応をする「心配り」が必要だと理解していただきたい。また、個々の障害についての理解も必要であり、例えば、知的障害者への理解は非常に分かりにくく難しいと思う。

そこで、裁判所における配慮について、次のとおりお願いしたい。まず、刑事裁判において知的障害者が加害者又は被害者になった場合の配慮である。知的障害者の障害特性を理解してもらい、本人の表面的な意思表示は、真意とは異なる場合があることに留意してほしい。例えば、迎合性があったり、本人が被害を認識しにくいといったことで、自分を守ることが困難な場合があるため適切な保護が必要となる。成年後見制度については、これまで財産管理が中心だったが、どう生きていくのが良いのかという身上監護面の方がより重要であり、被後見人等

の権利擁護のための制度であるということについて理解が進んでいってほしい。

- 私自身、後天的な弱視だが、支援学校の教員として勤めていたこともあり、障害者関連の立法経緯は理解しており、ようやく障害者差別解消法が施行され、非常にうれしく思っている。先ほど裁判所における対応等について説明を受けたが、このように裁判所で対応していただいているのはありがたい。今日も、弱視ということ事前に裁判所に伝えたところ、拡大した配布資料を準備していただいたが、当たり前前を当たり前前にもやってもらえば良いと思う。障害者への配慮に関して、日本は、ヨーロッパと比べると大幅に後れている。人権の尊重を心掛けて対応していただきたい。なお、目の不自由な人にとっては、至る所に危険が潜んでいる。例えば、この会議室の机の角は丸くなっているが、これも一つの配慮だと思う。
- 確かに、目の不自由な方にとって、机の角以外にもちょっとした段差など危険な箇所があると思うので、そのような視点で庁舎内を改めてチェックしていきたい。
- 医療現場においても様々な検討がされており、環境面においてはガイドラインに基づいてマニュアルを作成するなどして対応している。認知症患者が増加していることもあり、意思表示が困難になっていく場合などに、「自分らしく生きる」ということをどうしていくかが大きな課題である。裁判所の設備等を紹介していただいたが、専用駐車スペースに車いすのマークだけが表示されているのが気になった。妊婦なども専用駐車スペースを利用することがあると思うので、車いすのマークだけだと、車いすの方しか利用できないように見えてしまうため、検討が必要ではないか。
- 学校では、特別支援の必要な生徒が増加している。一人一人のニーズに応じた支援が必要であり、学校側としては、担任をサポートするスクールサポーターなどの人的支援が一番ありがたい。個別の指導計画を立て、ニーズに合わせた目標を設定し、できることを増やしていくということに取り組んでいる。また、障害

のある子にとってなくてはならない支援であって、他の子にとっても便利で役に立つような「ユニバーサルデザイン」を意識している。例えば、掲示物が多いと注意散漫になってしまうことから掲示板を整理したり、今後の見通しをきちんと説明したり、視覚化して説明したりすることなどが重要である。また、研修も非常に重要で、特別支援学校や県の機関に依頼して研修を行っている。

- 弁護士会では、弁護士会館において一般の法律相談や多重債務、相続問題等の専門の法律相談を受けているため、相談に来られる方への対応を考えていかななくてはならない。現状では弁護士会としてのマニュアルは作成されていないので、今日の委員会の内容も踏まえながら検討していきたい。職員は、相談者から障害について配慮の申出があった場合、例えば、筆談などの対応においては、相談が長引いても対応できるように、次の相談の枠をできる限り空けておくように配慮している。駐車場の配慮など一通りのことは準備しているつもりだが、備え付けの車いすがなく、ドアにストッパーがない等の問題点もあるため、今後対応していきたい。なお、大きなシンポジウム等では要約筆記を行ったり、車いす利用者のために前方にスペースを設けたりしている。
- 当センターにおける物理的なバリアフリーについては、建物が新しいこともあり、かなり配慮されている。当方も相談機関であり、日頃から職員には、目に見えにくい知的障害、精神障害、発達障害等のある方々に対して、視覚化など特性に応じた配慮を行うよう徹底している。これらの障害のある方々は、本人から申し出られるケースが少ないので、いかにこちらが察知して適切に配慮していくかという点に難しさを感じている。
- 裁判所においては、配慮に際して中立性が問題となる場合があると思うが、具体的にどのようなケースが考えられるか。
- 手続案内において、どう書けばこちらの主張が認められるかというような相談については、手続案内の枠を超えて法律相談に踏み込むものであって、訴訟等において判断される事項であり、かつ、中立性の観点からも回答できない。また、

どの手続を選ぶかについても、あくまで当事者が決めることであり、裁判所側から指示することはできない。

- 家庭裁判所の審理においても、当事者と意思疎通がしづらいケースがあり、当事者が段々といらいらしてくることがある。そのような場合には、ホワイトボードを利用したり、先の見通しを提示したりすることで、コミュニケーションが非常に取りやすくなったという経験がある。手続説明等において、視覚化やゆっくりと話す等の配慮をしているつもりではあるが、改めて振り返ってみると、もっと相手を理解することを勉強していくことが必要だと感じている。
- 大きな病院では、ハード面での工夫については裁判所と同程度だと思うが、個人個人の目配り・気配りについては、看護師や受付職員が一生懸命に対応しており、人的な面で手厚いと感じている。このような対応がハード面をより一層活かしていくことにつながっていると感じる。また、学校健診医の立場から申し上げると、聴覚障害や色覚障害等がある場合、チョークの色を工夫するなどしたり、また、自然と周りの子ども達が助けながら、一緒に楽しく過ごしていけるようにと配慮していると聞いている。裁判所の庁舎内を見て、トイレの表示がとても大きいことに驚いた。こんなに大きな表示は、他にはないのではないかと感心した。
- ホテルの現状としては、ハード面の整備には資金的にも限界がある。そこで、ホテルとしては、その方の望むものを提供する「ホスピタリティ」を売りにしているが、言葉の壁に直面する場合がある。例えば、「身体障害者」という言葉遣いをすると、「私には日常であって、自分では障害を持っているとは思っていない。」とお叱りを受ける場合がある。また、スタッフが車いすを押そうとすると、「差別してほしくない。これが日常である。」とお叱りを受けたこともあった。このような経験から私としても認識が変わり、まずは目を見て「アイ・ウォッチ」しながら、例えば、エレベーターのボタンが押せないように思った時に、すぐに押しに行くというような配慮に取り組んでいるところである。また、耳の不自由な方が宿泊された場合、就寝時に補聴器を外されることが考えられるため、有事

の際に勝手に部屋に入っても構わないか、フロントにおいてチェックイン時に了解を得ているが、法的な面との兼ね合いで苦慮している部分がある。

- 目の不自由な方が盲導犬を連れてきた場合には、どのような配慮をするのか。
- 当庁では私の知る限り事例はないと思うが、もちろん盲導犬を始め補助犬を庁舎内に入れることに問題はない。なお、法廷内については、裁判長の訴訟指揮の問題となるが、補助犬の入廷を拒むことはないと考える。なお、事前に補助犬を連れてくる旨の連絡を受けた場合には、傍聴席の一部を取り外し、補助犬のスペースを空けておくことも可能である。
- 先ほども話に出ていたが、知的障害等の場合には、外から障害の有無が分かりにくい。弁護士は、依頼者に寄り添う姿勢が大切なので、理解がなかなか進まない方に対しては、丁寧に話を聞き、言葉を分かりやすく噛み砕いてきちんと伝えるようにすることで、相互理解に努めることを意識しているつもりだが、やはり難しい面も感じている。
- 当幼稚園では、設備的な理由から肢体不自由の子は受け入れていないが、自閉症や発達障害が疑われる子がある程度在園している。園の側から見ると、明らかにトラブルが多かったり、生活パターンが覚えられないなどの日常の様子から発達障害などが疑われる子であっても、親としては認めたくないというケースがあり、そこが障壁となっている。親として、一般の幼稚園・小学校に通わせたいという気持ちがあることは理解できるが、きちんと診断を受けて、その子にとって最も良い環境は何かを考えることが重要ではないかと考えている。もちろん園としても、障害があることが判明したからといって、それまでと何かが変わるわけではなく、むしろ、その子に応じた的確な配慮に有効であると考えている。
- 検察庁においても裁判所と同様に対応要領を策定しており、マニュアルも作成している。なお、検察庁においては、知的障害や精神障害等のある方が被疑者となった場合における適正な処分について問題意識を持っている。知的障害等のある被疑者への検察での取調べの録音録画による可視化は、知的障害の特性である

迎合性などを踏まえ、法の整備に先行して自発的に行われており、現場の検察官にも研修等で周知徹底している。また、刑罰一辺倒ではなく、再犯防止の観点から福祉・医療的措置を含めた幅広い考え方が浸透しつつあるところである。ただし、福祉・医療的措置においては、受入先の整備が必要となる。

- 当センターには、女性がよく相談に来るが、DV被害で精神的に疲弊している方が多い。また、家族に障害のある方がいて、それが原因で家族関係が上手くいかない、本人だけでなく家族も困難を抱えているという相談を受ける場合もある。そのような家族からの相談については、回答に窮する場合もある。
- 報道において気を付けているのは、逆差別になってはいけないということである。例えば、障害のある方が何かを達成したことがすごいというような記事は書かないということを徹底している。障害のある方からすると、それがむしろ差別であると受け取られてしまうこともある。配慮することで、逆に有利になってしまうのではないかという点は、非常に難しい問題だと思う。
- 今回説明を受けて、裁判所がこれだけ取組を行っていることを初めて知った。個々の障害に応じて対応していくことが重要だと感じた。テレビ局では、独りよがりになってしまうことがあり、例えば、取材に20分かかったものを、30秒から1分程度に編集することがある。こちらとしては良かれと思って編集しているが、取材先から言いたい所はそこではなかったと言われることがあり、ミスマッチが生じることがある。相手をよく観察して、言いたい所を汲み取っていくことが重要だと考える。先ほど話にも出たが、「配慮」とは「心配り」であるという気持ちを大切にしたい。また、先ほど、知的障害等がある方が、取調べ等でやっていないのに迎合してしまうことがあるという話が出てきたが、かなりショックを受けた。そのような実情を一般の方にもっと知ってもらうことが必要だと率直に思う。テレビは影響力が強く、事件報道において衝撃的な部分だけを原稿に起こしてしまうことにより、表面的な部分だけがSNS等で拡散されてしまうことで、差別を逆に助長することは避けなければならない。事件の真実・背景まで

きちんと取材をして問題提起していくようなニュースを出していきたいと思う。

- 刑事事件において、被告人等の障害の情報については、検察庁から起訴段階などに事前に提供を受けることで、適切な配慮が可能である。ただ、発達障害等については、最近は配慮ができてきてはいるものの、以前はなかなか難しかったため、犯罪を繰り返し何度も刑務所に入るといったことがあったように思う。最初の段階できちんと配慮することが重要であると感じている。また、裁判員制度は広く国民の皆様に参加していただくことが非常に重要であり、障害のある方も御本人に不都合がなければ当然に参加していただくことができる。最初に御紹介した当庁の様々な補助機器等の整備については、裁判員制度の導入が大きなきっかけとなっている。
- 今回、委員の皆様から出された御意見は、今後の裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進の参考とさせていただきたい。